

工場などを新增設する企業に補助金を交付します ～津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金～

▷問い合わせ先＝企業立地港湾課企業立地係(☎内線119)

東日本大震災により被害を受けた地域において、雇用の創出を通じて地域の活性化を図るため、工場などを新增設する企業に、補助金を交付して支援します。

- ▷対象者＝対象地域内において、下記対象施設を新增設する民間事業者
- ▷対象地域＝盛川右岸地区、野々田地区、下船渡地区、細浦地区(各地区の一部が対象)
- ▷対象施設＝①製造業のための工場、②物流施設、③試験研究施設、④コールセンター、データセンターの用に供される施設、⑤東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設
- ▷対象経費＝土地・建物・機械設備などの取得費、これらに合わせて実施する附帯工事費
- ▷補助率＝大企業3分の1以内、中小企業2分の1以内
※補助率が最大とならない場合は、市企業立地補助金により嵩上げ補助します。
- ▷補助上限額＝原則30億円

- ▷交付要件＝投下固定資産額5千万円以上で新規地元雇用者数3人以上
※機械設備のみの投資計画は補助対象外です。
- ▷公募期限＝6月24日(金)正午必着
- ▷申請方法＝応募申請書を、補助金申請システム「Jグランツ」にて提出ください。
※申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得には2～3週間を要する場合があります。詳細はウェブサイト (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご覧ください。
- ▷問い合わせ先
〒103-0027東京都中央区日本橋3-13-5KD×日本橋313ビル5階
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)社会政策コンサルティング部(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局担当)
(☎03-6826-8611/☎03-6826-5060)
※電話受付時間は、午前10時～正午および午後1時～5時(土日祝日を除く)



GビズID
登録サイト

【Eメール】= tsunami-ritti@mizuho-rt.co.jp

令和4年度岩手県地方創生起業支援金

▷問い合わせ先＝岩手県商工労働観光部経営支援課(☎019-629-5543)

岩手県内で、地域課題の解決を目的とした社会的事業を、新たに起業する人などを対象に、対象経費の最大2分の1(最大200万円)を補助します。

- ▷対象者＝岩手県内に居住または令和5年2月15日までに居住を予定し、社会的事業の起業などを行う以下の人
- ・令和4年4月1日から令和5年2月15日までの間に、県内で個人事業の開業届または法人設立を行うこと
- ・令和4年4月1日から令和5年2月15日までの間に、以下の対象事業に取り組むこと
- ▷対象事業＝地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交

- 通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連または Society5.0関連業種など、地域が抱える課題の解決に資する社会的事業
- ▷補助対象経費＝人件費、店舗賃借料、設備費、原材料費、知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費など
- ▷募集期間＝5月16日(月)～6月30日(木)
- ▷その他
- ・募集期間終了後、内容を審査し、支給を決定します。
- ・応募方法などの詳細は、問い合わせください。

(11) 広報大船渡 令和4年5月9日号(No.1222)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

民生委員・児童委員をご存知ですか？

▷問い合わせ先＝地域福祉課福祉推進係(☎内線182)

5月12日は民生委員の日です。民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、制度創設から100年以上の歴史があります。民生委員の日にちなみ、委員の活動などについて一問一答形式で紹介いたします。※民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

Q 民生委員・児童委員とは？

A 住民の立場に立ってまちの福祉を担うボランティアです。相談内容に応じて必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、行政や社会福祉協議会、学校などと連携して課題が解決するようお手伝いします。
厚生労働大臣から委嘱されており、さまざまな活動を通して地域の安心を支えています。

Q 相談の内容を他人に知られたくないのですが…

A 委員には守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他人に漏れることはありません。福祉に関することでお困りの場合は、安心して相談ください。

Q 主任児童委員とは？

A 民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣から指名を受けて、子ども子育てに関する支援を専門に担当しています。
市内では、地区ごとに2人が配置され、地域の民生委員・児童委員と連携しながら児童の健全育成活動に取り組んでいます。

Q 地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が誰か分からないのですが…

A 地域福祉課に問い合わせください。
お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員をお伝えします。



学校施設などの放射線量測定結果をお知らせします

▷問い合わせ先＝子ども課子育て支援係(☎内線195)/学校教育課管理係(☎内線272)

市内学校施設などで2月14日～3月29日の間に測定した結果、計測された最大の数値は0.17μSv/時であり、**除染の基準となる1.0μSv/時以上を計測した場所はありませんでした。**

▷測定内容

文部科学省の測定基準により、測定する高さは、小学校以下は地上50cm、中学校は地上100cmの高さで測定しています。
また、学校施設などは子どもの主要な活動場所であり、より安全対策に万全を期すため、校庭中心地のほか、雨どいや軒下などの雨水が集まり放射線量が局所的に高くなる、いわゆるホットスポットも測定しています。

▷測定した施設

市内小中学校、綾里・越喜来・吉浜こども園

▷除染について

放射線量の測定の結果、1.0μSv/時以上が継続して計測された場合に除染を行います。
※簡易測定器の特性上、誤差が生じる場合があるため、継続して1.0μSv/時以上が計測された場合に除染を行います。

▷その他

測定結果は、市のホームページでも公表しています。



(10)